

## 香川県外国人介護留学生受入支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 香川県外国人介護留学生受入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、介護福祉士資格の取得を目指して来日する留学生を受入れ、留学期間中の奨学金等の支援を行い、将来、当該留学生を本県において介護の専門職として雇用しようとする介護サービス事業者に対して、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「補助金規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。

2 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「介護サービス事業者」とは、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に基づき指定又は許可を受け介護事業を行う者をいう。
- (2)「留学生」とは、在留資格「留学」で来日し、介護福祉士養成施設への入学を前提とし日本語学校に在学する外国籍の者及び介護福祉士養成施設に在学する外国籍の者をいう。

### (補助金の対象事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業は、香川県内に施設又は事業所を有する介護サービス事業者が、介護福祉士国家資格の取得を目指し、介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士国家資格を受験する意思のある留学生に対し、留学期間中の学費や生活費等を貸与又は給付する事業（以下「補助事業」という。）とする。

2 前項にかかわらず、留学生が介護福祉士修学資金貸付事業等類似する他の公的補助を受けている場合は、補助事業の対象としない。

ただし、補助対象経費が他制度と重複しない場合は、補助事業の対象とすることができる。

### (補助事業者)

第4条 この補助金の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、香川県内に施設又は事業所を設置する介護サービス事業者のうち、前条の事業を実施する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、自己又は自社の役員等が次の各号に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2)暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3)暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4)自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的の暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 補助事業者は、前項の各号に掲げる者が、その運営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、基準額、補助率及び補助対象期間は別表のとおりとする。ただし、留学生1人につき、1年間の補助上限額は20万円とし、予算の範囲内において補助するものとする。

- 2 前項にかかわらず、日本語学校又は介護福祉士養成施設を退学した留学生に係る当該退学した日の属する年度の経費については、補助対象経費から除外する。
- 3 補助金額の算定において千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 留学生が、別表で定める補助対象期間を超えて日本語学校又は介護福祉士養成施設で修学する場合は、補助事業者が任意で補助対象期間を設定できるものとする。

なお、交付申請は補助対象期間の終期が属する年度に行うこととし、交付申請日の属する年度及びその前年度で、補助対象期間中に要したものと知事が認める経費を対象とする。

(交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、香川県外国人介護留学生受入支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 受入施設は前項の規定による申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付の決定をし、その内容を香川県外国人介護留学生受入支援事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）（以下「決定通知書」という。）により申請者に通知しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第8条 この補助金の交付には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）

には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業を中止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の執行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 補助事業の実績報告時には、対象となる留学生が、日本語学校又は介護福祉士養成施設を修了したこと（介護福祉士養成施設においては、1年次の修了も含む）及び翌年度も引き続き修学又は補助事業者の有する県内事業所で就労することを証明しなければならない。

(5) 補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿及び関係書類を整備し、事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

（申請の取下げ）

第9条 補助金の交付の申請をした者は、交付の決定の通知を受領した日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（事業の中止）

第10条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業を中止しようとするときは、香川県外国人介護留学生受入支援事業中止申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項による申請を承認することを決定したときは、香川県外国人介護留学生受入支援事業費補助金交付決定取消通知書（第4号様式）により、申請者に通知しなければならない。

（事業の変更）

第11条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更しようとするときは、香川県外国人介護留学生受入支援事業変更申請書（第5号様式）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項による申請を承認することを決定したときは、香川県外国人介護留学生受入支援事業費補助金変更交付決定書（第6号様式）により、申請者に通知しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する会計年度の翌会計年度の4月15日のいずれか早い日までに、香川県外国人介護留学生受入支援事業実績報告書（第7号様式）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金額の確定通知)

第 13 条 知事は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、補助金の額を確定し、その内容を香川県外国人介護留学生受入支援事業費補助金交付額確定通知書（第 8 号様式）により、補助事業者に通知しなければならない。

(補助金の支出)

第 14 条 補助金の交付は精算払とする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 15 条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（別紙様式第 9 号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消)

第 16 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- (3) 知事の承認を受けて、補助事業を中止したとき。
- (4) 補助事業を遂行する見込みがなくなったとき。
- (5) この要綱に違反したとき。

2 前項の場合においては、第 10 条第 2 項の規定を準用する。

(補助金の返還)

第 17 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが明らかとなったとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- (3) 知事の承認を受けて、補助事業を中止したとき。
- (4) 対象となる留学生が、日本語学校又は介護福祉士養成施設を卒業できなかったとき。
- (5) 対象となる留学生が、介護福祉士養成施設を卒業後、補助事業者の有する県内施設又は事業所において、介護福祉士として介護等の業務に 3 年間従事しなかったとき。

2 知事は、前項により補助金を返還させることを決定したときは、香川県外国人介護留学生受入支援事業費補助金返還決定通知書（第 10 号様式）により、補助事業者に通知しなければならない。

（補助事業完了後の現況報告）

第 18 条 補助事業者は、補助交付年度の翌年度から、補助の対象となった留学生が介護福祉士養成施設を卒業して 3 年間が経過するまでの間、毎年度 4 月 15 日までに前年度における留学生の状況について、香川県外国人介護留学生受入支援事業現況報告書（第 11 号様式）に関係書類を添えて、知事に報告しなければならない。

ただし、当該留学生が補助対象となった補助交付年度の翌年度においても補助対象となる場合、又は補助金の返還の決定を受け、当該補助金を既に返還した場合は、この限りでない。

（その他）

第 19 条 知事は、必要に応じ、申請者又は第 7 条の交付の決定を受けた者が、第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当するか否かを香川県警察本部長に対して確認することができる。

（雑則）

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日以降新たに入国した留学生に対する補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行し、令和 3 年度補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 22 日から施行し、令和 5 年度補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 11 日から施行し、令和 6 年度補助事業から適用する。

別表

	補助上限額（留学生 1 人につき年額 200,000 円）			補助対象期間
	対象経費 <sup>※1</sup>	基準額	補助率	
日本語学校	入学金、学費等	年額 600,000 円以内	基準額の 1 / 3	1 年以内
	居住費などの生活費	年額 360,000 円以内		
介護福祉士 養成施設	入学金、学費等	年額 600,000 円以内	基準額の 1 / 3	正規の修学 期間 <sup>※3</sup> (2 年以内)
	入学準備金	200,000 円以内 (1 回限り)		
	就職準備金	200,000 円以内 (1 回限り)		
	介護福祉士試験受験対策費用	一年度 40,000 円以内		
	居住費などの生活費 <sup>※2</sup>	年額 360,000 円以内		

※1・・・補助対象期間中に要するものと知事が認めるもの

※2・・・民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱水費等日常生活上で断続的に発生する経費（学費・介護福祉士試験受験対策費用を除く。）

なお、受入介護施設が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り、年額 240,000 円まで基準額の加算を行う。

※3・・・病気等の真にやむを得ないと知事が認める事由により留年した期間中については、修学期間に含まれることができる（ただし、補助対象期間は2年以内とする。）